

別記様式（第4条関係）

会 議 録

| | |
|-----------|--|
| 会 議 の 名 称 | 定例庁議 |
| 開 催 日 時 | 令和4年11月10日（木） 午前 9時30分から 午前10時02分まで |
| 開 催 場 所 | 朝霞市役所 別館2階 全員協議会室 |
| 出 席 者 | 富岡市長、神田副市長、二見教育長、宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、塩味市民環境部次長兼地域づくり支援課長、佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、山崎都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、村山会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、野口学校教育部長、神頭生涯学習部長、斎藤監査委員事務局長 （担当課1） 村沢都市建設部次長兼開発建築課長、田島同課長補佐、大野同課住宅政策係長 （担当課2） 奥山学校教育部次長兼教育総務課長、大塚同課長補佐 （事務局） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、福田同課政策企画係長、山本同課同係主任 |
| 会 議 内 容 | 1 今後の市営住宅に関する基本方針（案） 2 朝霞第九小学校校舎増築工事 基本設計（案） 3 令和4年第4回朝霞市議会定例会提出議案 |

| | | | | | | |
|---------------------------------|---|--|---------------------------------|------------------------------------|--|-------------------------------------|
| <p>会 議 資 料</p> | <p>(議事1) 【資料1】 今後の市営住宅に関する基本方針(案) 概要 【資料2】 今後の市営住宅に関する基本方針(案) 説明資料</p> <p>(議事2) 【資料3】 朝霞第九小学校校舎増築工事 基本設計(案)の概要 【資料4】 朝霞第九小学校校舎増築工事 基本設計図書</p> | | | | | |
| <p>会 議 録 の 作 成 方 針</p> | <p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管(保存年限 年)</p> <table border="1" data-bbox="469 987 948 1099"> <tr> <td data-bbox="469 987 948 1048">電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td data-bbox="948 987 1401 1048"><input type="checkbox"/>会議録の確認後消去</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1048 948 1099"></td> <td data-bbox="948 1048 1401 1099"><input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</td> </tr> </table> <p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p> | | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 | | <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
| 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 | | | | | |
| <p>そ の 他 の 必 要 事 項</p> | | | | | | |

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 今後の市営住宅に関する基本方針（案）

【説明】

（担当課 1：村沢都市建設部次長兼開発建築課長）

今後の市営住宅に関する基本方針案について説明させていただく。

これは、令和6年4月23日に、市営仲町住宅の借上げ期間が契約満了を迎えることから、庁内検討委員会で検討を行った結果を受け、基本方針案を策定したもので、資料2に沿って説明させていただく。

2ページの「市営仲町住宅の概要」について説明させていただく。

市営仲町住宅は、UR都市機構が所有するコンフォール東朝霞のうち、1DK27戸、2DK23戸の計50戸を借上げているもので、借上げ期間は20年間、令和6年4月23日までで、共益費を含めた借上料は1年間で5,498万8,800円となる。

この住宅は、旧東朝霞団地の建替えによるもので、平成16年から事業を開始しているが、補欠登録の募集については、借上げ期間満了が迫っていることから、令和元年度を最後に停止している。

現在、5戸の空室があるが、これは災害時の一時避難先としてストックしている。

3ページの「入居者の状況」について説明させていただく。

令和4年8月1日時点で45世帯57名が入居しており、年齢では70歳以上の方が46名で全体の8割を占めている。

世帯類型は重複するものもあるが、高齢が31世帯、障害が9世帯、要支援・要介護が12世帯、生活保護が2世帯、戻り入居は開始当初は45世帯あったが、現在は18世帯となっている。

4ページの「補欠登録の募集状況」について説明する。

平成29年度から令和元年度までの各年度の合計を見ると、60歳以上の世帯が約半数を占めており、特に単身世帯で多くなっている。

5ページの「市内のUR団地の概要」について説明させていただく。

令和4年10月時点で市内にはURが所有する団地が4か所あり、浜崎団地は昭和51年、膝折団地は昭和48年に建築され、築年数がかなり経過しているが、耐震改修工事を行っているほか、全ての団地にエレベーターが設置されている。

6ページの「公営住宅の家賃」について説明させていただく。

市営住宅の家賃は、公営住宅法施行令により算定方法が決められている。

家賃算定基礎額は、収入区分に応じて定められ、令和4年8月1日時点で入居している45世帯のうち、41世帯が10万4千円以下の区分で3万4,400円となっており、残る4世帯は、家賃算定基礎額3万9,700円から5万8,500円に該当している。

立地係数は、国土交通大臣が市町村ごとに定める数値で、朝霞市は1.05である。

規模係数は、住宅の専用部分の床面積に応じた値、経過年数係数は、建設時から経過年数に応じた値となる。

最後に利便性係数は、地方公共団体が0.5～1.3の値で、交通条件や住宅の設備などの利便性に応じて定めるもので、市営仲町住宅の現在の利便性係数は1.0となっている。

今後、浜崎団地、膝折団地を活用するに当たり、交通条件などの利便性による格差を家賃に反映するために、利便性係数の見直しが必要と考えている。

7ページの「UR3団地の借上料と家賃の比較」について説明させていただく。

上段は、現在の市営仲町住宅の状況であり、市の実質負担額となる借上料と使用料の差額は、年額で約3,800万円となる。また、入居者が負担する最低家賃の月額、共益費を含み、単身用は2万6,400円、複数用は2万9,900円になる。

下段は、現在の50戸全てを1団地のみで借上げた場合の試算で、各団地の利便係数を市営仲町住宅1.3、浜崎団地1.3、膝折団地0.99として算出した金額である。

借上料は、仮に膝折団地で50戸を借上げた場合には、市の負担は年額約2,260万円になり、令和6年4月以降も市営仲町住宅を50戸借上げた場合、約4,260万円なので、年間で約2,000万円が軽減されることになる。

家賃は、仮に単身の方が膝折団地に転居すると、共益費込みの家賃が月額1万7,600円になり、令和6年4月以降も引き続き市営仲町住宅に住む場合の家賃は、共益費込みで月額3万2,800円なので、毎月の家賃が約1万5,000円の減額となり、年間で約18万円の負担軽減となる。

8ページの「庁内検討委員会での検討内容のまとめ」について説明させていただく。

第1回は市営住宅事業の必要性について、第2回は今後の市営住宅事業の運営方法について、第3回は今後の市営住宅に関する基本方針の検討まとめについてとして、実施した。

9ページの「今後の市営住宅に関する基本方針(案)」について説明させていただく。

検討委員会で検討した結果を受け、基本方針案として5つの項目で整理している。

1つ目は、UR仲町、浜崎、膝折で計50戸を10年間借り上げること。借上げ期間満了後は、3団地で50戸の借上げ契約を10年間締結し、契約期間中は戸数の割合の変動を可能とする。

2つ目は、仲町では新たな入居者の募集はしないこと。仲町住宅に空室が出た場合は、浜崎、膝折で新たに入居者を募集し、全体で50戸を確保する。

3つ目は、仲町の入居者に意向調査を行うこと。仲町住宅の入居者に意向調査を行い、家賃が増額になるが仲町への継続入居を希望するか、家賃が減額となる浜崎、膝折への転居を希望するかなど、今後の居住先の意向を確認する。

4つ目は、仲町を希望する世帯は継続入居を可とすること。意向調査により、仲町住宅への継続入居を希望する世帯は、新たな契約期間、最長10年の継続入居を可能とする。

最後に5つ目は、転居を希望する場合は、浜崎、膝折に随時あっせんすること。浜崎、膝折に転居を希望する世帯は、令和6年4月以降も浜崎、膝折に空室が出たタイミングで随時あっせんを行う。なお、転居費用は自費とする。

仲町で空きが生じた分は、全体で50戸となるよう浜崎、膝折で新たに募集をかけ、将来的に仲町を廃止したいと考えている。

最後に、10ページの「スケジュール」について説明させていただく。

本日の庁議後、全員協議会で議員に説明し、令和4年12月末から入居者へ意向調査を行い、令和6年4月24日から、UR仲町、浜崎、膝折の3団地で合計50戸の借上げへ移行したいと考えている。

説明は以上である。

(宮村市長公室長)

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、資料2の表紙について、方針案策定の主体が庁内検討委員会となっているが、責任の所在として、担当課である開発建築課としなくていいのか。との質問に対し、指摘のとおり調整し、必要に応じて修正するとの回答があった。

次に、現在空いている部屋を、部分的にURに返還することはできないのか。との質問に対し、20年間50戸を借上げる契約になっているため、部分的に返すことはできないとの回答があった。

次に、市営住宅として50戸を確保するという方針だが、仮に入居者が減った場合に、借上げる部屋数を減らすことはあるのか。との質問に対し、市営住宅のニーズがなくなることがあれば、検討していくことになると思うとの回答があった。

次に、利便性係数が仲町と浜崎で同じ1.3であるのはおかしいのではないか。との質問に対し、浜崎団地は一部が県営住宅として使われており、県は利便性係数の数値を上限に当たる1.3と設定しているため、県営住宅と市営住宅は同じ算定式を適用することから、整合性を図るため、仲町と浜崎は同じ数値としているとの回答があった。

次に、浜崎団地、膝折団地に空室はあるのか。との質問に対し、入れ替わりはあるが、現在、空室はないとの回答があった。

最後に、移転費用を市で負担しないのはなぜか。との質問に対し、補償が必要となる強制移転ではなく、継続入居も可能な中で本人の希望により転居するものであるため、通常の転居と同じ性質であると考えているとの回答があった。

指摘のあった内容について調整し、必要に応じて修正の上、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 朝霞第九小学校校舎増築工事 基本設計 (案)

【説明】

(担当課 2 : 奥山学校教育課次長兼教育総務課長)

第九小学校校舎増築工事の基本設計案について、資料 3 を元に説明させていただく。

「1 建設概要」については、少人数学級への対応から、令和 7 年度に普通教室の不足が見込まれる第九小学校に新たに校舎を増築し、普通教室 6 室、多目的室 1 室を整備するものである。

次に、「2 建物概要」について、増築校舎の建設場所は、屋内運動場の前としている。建物の構造は、鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、建築面積は 5 6 5. 2 8 平方メートル、延床面積は 1, 0 8 3. 1 8 平方メートル、建物の高さは 1 1. 9 5 m とし、既存校舎とは 1 階、2 階を渡り廊下で結ぶ構造である。

今回の増築校舎は、2 階建てであり、エレベーターの設置を予定していないため、既存校舎にエレベーター棟を新たに設置し、施設全体のバリアフリーを確保することとしている。

設置場所は、既存校舎の中央部分を予定しており、エレベーター棟の建築面積は 1 4. 4 0 平方メートル、延床面積は 5 7. 6 0 平方メートル、高さは 1 5. 2 3 m である。

次に、「3 施設の概要」について、増築校舎の 1 階部分、校庭側に児童昇降口を設け、普通教室を 2 室、多目的室を 1 室、児童用トイレ・車いす対応トイレ、手洗い場、倉庫を配置する。併せて、既存校舎と屋内運動場に移動するための渡り廊下をそれぞれ設置する。また、既存校舎との接続部分には、給食の配膳室及び休憩室を新たに設けるとともに、既存校舎の西側には 1 1 人乗りのエレベーターを増設し、バリアフリーへの対応を図る。

2 階には、普通教室を 4 室、児童用トイレ・車いす対応トイレ、手洗い場、渡り廊下を配置する。また、既存校舎との接続部分には、配膳室及び倉庫を設ける。

なお、普通教室の面積は既存校舎の 6 0 平方メートルから、6 8 平方メートルに広げ、廊下との間仕切りは可動式とし、様々な授業スタイルに対応できる仕様とする。多目的室は、学年集会や複数のクラスでの授業など、フレキシブルに子ども達が集まれるスペースとしての活用を予定している。

次に、増築校舎の屋上には、地球環境への配慮として、太陽光発電設備を設置し、校舎内で使用する電気量のうち、エアコンを除き、教室内の照明やコンセントの 6 割程度を賄い、エネルギー消費の抑制に努める。

このほか、関連工事として、既存校舎の給食配膳用エレベーターの改修、既存校舎を含むバリアフリー対応工事、車いす利用者用駐車場の整備、受変電設備及び汚水浄化槽の撤去・新設、校庭に設置した遊具類等の撤去・新設などを行う。

次に、「4 今後の主なスケジュール (予定)」だが、設計業務を令和 5 年 6 月までに完了させ、その後、建設工事の入札を令和 5 年 7 月に行い、9 月議会に工事請負契約締結に係る議案を提出した上で、令和 5 年 1 0 月から工事に着手し、令和 7 年 3 月から増築校舎の供用開始を予定している。

次に、事業予算として、設計委託料が 4, 9 5 0 万円、増築校舎の工事費が、現時点での概算で 1 0 億 8, 4 0 5 万円、工事監理委託料が 2, 1 5 0 万円を見込んでいる。また、今回の事業予算の財源として、国庫補助金及び地方債の申請も併せて行う。

最後に、増築校舎の完成イメージとして、「資料 4 基本設計図書」の 7 ページ、8 ペ

ージに建物の立面図及び外観パースの資料を添付している。

説明は以上である。

(宮村市長公室長)

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、太陽光パネルにより、どこまでの電力を確保できるのか。との質問に対し、増設校舎の教室内の照明やコンセントの6割程度を賄うことを想定しているとの回答があった。

次に、増築工事に当たって放課後児童クラブへの影響はないか。との質問に対し、工事車両は放課後児童クラブの前も通過するが、児童が横断できる作りの敷鉄板や仮囲いを敷き、安全面に配慮し誘導員も配置する予定であるとの回答があった。

次に、環境に配慮したことを明らかにするため、基本設計案に太陽光パネルを設置する旨を明記してほしい。との指摘に対し、指摘のとおり修正するとの回答があった。

最後に、旧校舎と同様に4階建てにしなかったのはなぜか。との質問に対し、4階建てにした場合に、渡り廊下の設置など既存校舎への影響が大きいことや、2階建てにすることで1学年を同じフロアに配置できるなどの校舎の使い勝手を考慮し、2階建てにしたとの回答があった。

指摘のあった内容について一部修正のうえ、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

3 令和4年第4回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

(須田総務部長)

議案第78号 令和4年度(2022年度)朝霞市一般会計補正予算第5号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ11億9,182万2,000円の増額で、累計額は、522億5,205万円である。

歳入歳出の概要について。

歳入だが、国庫支出金は、新たに子ども・子育て支援事業費補助金などを計上するほか、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金や、障害者自立支援給付費負担金などを増額することなどにより、3億6,583万3,000円増額している。

県支出金は、新たに保育所等物価高騰対策給付事業補助金などを計上するほか、障害者自立支援給付費負担金などを増額することにより、6,086万7,000円増額している。

寄附金は、指定寄附金3件、161万5,000円計上している。

繰入金は、財政調整基金繰入金を7億5,431万3,000円増額している。

諸収入は、新たに消防団員安全装備品整備事業助成金を19万4,000円計上している。

市債は、新たに総合福祉センター空気調和設備改修事業債を900万円計上している。

歳出の概要だが、人件費補正では、職員等の給与改定及び人事異動等に伴う補正額を計上している。

次に、人件費を除いた概要を説明する。

総務費は、庁舎や出張所の光熱水費や市民センター指定管理料を増額することなどにより、5,833万9,000円増額している。

民生費は、あさか次世代エール支援金などを実績に基づき減額する一方、新たに（仮称）福祉複合施設に係る基本構想等策定委託料を計上するほか、介護給付・訓練等給付費負担金や生活保護費などを増額することにより、合計で3億5,885万3,000円増額している。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種委託料を増額することなどにより、2億3,682万3,000円増額している。

商工費は、中小・小規模事業者支援金を実績に基づき減額することなどにより、6,147万8,000円減額している。

土木費は、新たに放置自転車保管場所撤去工事を計上するほか、樹木調査委託料や開設公園改修工事を増額することなどにより、1億1,733万6,000円増額している。

消防費は、新たに無線機購入費を計上することなどにより、613万1,000円増額している。

教育費は、新たに小学校少人数学級整備事業に係る校用器具購入費を計上するほか、給食賄材料費を増額することなどにより、2億1,822万5,000円増額している。

公債費は、償還額の確定に伴い、4,082万1,000円減額している。

次に、第2表繰越明許費補正は、庁舎空気調和設備改修事業など6事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

第3表債務負担行為補正は、議長車等運行業務事業など4事業について、来年度以降に、滞りなく事業を執行するため、設定するものである。

第4表地方債補正は、新たに総合福祉センター空気調和設備改修事業を追加するものである。

（麦田こども・健康部長）

議案第79号 令和4年度（2022年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第2号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3,368万6,000円の増額で、これを含めた

累計額は、113億5,717万3,000円となっている。

歳入歳出の概要について。

歳入だが、県支出金は、傷病手当金の増加が見込まれることから、特別交付金を168万6,000円増額するものである。

繰入金は、傷病見舞金の増加が見込まれることから、その他繰入金を3,200万円増額するものである。

歳出だが、保険給付費は、傷病手当金の増加を見込み、168万6,000円を増額するものである。

保健事業費は、傷病見舞金の支給に伴い人間ドック委託料から流用して対応したため、流用により減少した940万円を増額するとともに、傷病見舞金の増加を見込み、2,260万円を増額するものである。

(益田上下水道部長)

議案第80号 令和4年度(2022年度)朝霞市下水道事業会計補正予算第2号である。

今回の補正予算は、職員の人事異動等に伴う補正を行うものである。

収益的支出は、損益勘定支弁職員の給与費を539万5,000円増額するものである。

資本的支出は、資本勘定支弁職員の給与費を235万2,000円増額するものである。

なお、資本的支出の増額に伴う資本的収支の不足額は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものである。

(斎藤監査委員事務局長)

議案第81号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、公職選挙法施行令の一部改正により、国の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、市議会議員及び市長選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を、国の選挙に準じて引き上げるものである。

この改正については、公布の日から施行し、施行の日以後その期日を告示される選挙から適用したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第82号 朝霞市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例である。

改正内容は、国家公務員の定年引上げに伴う地方公務員法の改正等を踏まえ、職員の定年について、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで段階的に引上げを行うとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、60歳到達後の翌年度以降の給料月額に関する規定などを整備するため、朝霞市職員の定年等に関する条例等について所要の改正を行うものである。

これらの改正のうち、令和5年度に60歳に到達する職員に対して行う情報提供及び意思確認を行うための規定については公布の日から、それ以外については令和5年4月1日

から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第83号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、朝霞市職員の給与に関する条例において勤勉手当の引上げに係る議案を提出していることを踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当について、令和4年12月期の支給月数を0.1か月分引き上げ、令和5年度以降については、6月期と12月期の支給月数を改めるものである。

これらの改正のうち、令和4年12月期の期末手当の支給月数については公布の日から、令和5年度以降の期末手当の期別の支給月数については令和5年4月1日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第84号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、令和4年8月8日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、行政職の職員の給料を平均で0.27パーセント、金額で859円引き上げるとともに、令和4年12月期の勤勉手当の支給月数を0.1か月分引き上げ、令和5年度以降の勤勉手当の6月期と12月期の支給月数を改めるものである。

これらの改正のうち、給料及び令和4年12月期の勤勉手当の支給月数については公布の日から、令和5年度以降の勤勉手当の期別の支給月数については令和5年4月1日から施行したいと考えている。

(山崎都市建設部長)

議案第85号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部が改正されたことから、低炭素建築物の認定申請に係る規定の整備を行うものである。

この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(山崎都市建設部長)

議案第86号 朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、令和4年9月20日に告示された朝霞都市計画地区計画のうち、あずま南地区の地区整備計画に基づき、建築基準法第68条の2により、新たに当該地区の建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度の制限を定めるものである。

この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(宮村市長公室長)

議案第87号 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例である。

内容は、令和3年5月19日に、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体へ直接適用されることに伴い、朝霞市個人情報保護条例を廃止し、同法の施行に必要な事項について規定するため、新たに制定するものである。

規程概要としては、開示請求、訂正請求、利用停止請求の手続及び決定等の期限やその特例、開示請求に係る手数料、朝霞市情報公開・個人情報保護審議会への諮問等についてである。

また、附則において関連条例の整備も併せて行うものである。

本条例については、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

(野口学校教育部長)

議案第88号 工事請負契約の締結についてである。

工事名は、朝霞第二中学校体育館等空調設備整備工事であり、工事の概要については、体育館及び柔剣道場の空調設備を整備し、非常用発電機を設置するものである。

入札の経過については、令和4年10月26日に入札参加要件を定めた一般競争入札を行ったところ、3者が応札し、その結果、協和工業株式会社が、税抜き1億6,120万円で落札した。

については、協和工業株式会社と請負契約を締結したく、提案した次第である。

(斎藤監査委員事務局長)

議案第89号 監査委員選任に関する同意を求めることについてである。

朝霞市の監査委員のうち、石川孝之氏が令和5年1月16日をもって任期が満了となることから、新たに松崎徹氏を監査委員に選任するため、提案するものである。

(須田総務部長)

議案第90号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてである。

朝霞市推薦の人権擁護委員のうち、栗山昇氏の任期が、令和5年3月31日をもって満了となることから、新たな委員として、陶山憲雅氏を推薦するため、提案するものである。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】